

議案第 9 号

瀬戸内市職員の旅費等に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市職員の旅費等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号を削り、同項第7号中「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第2項第2号において同じ。)」を加え、同号を同項第6号とし、同項に次の1号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

第3条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)がその出発前に」を「が、」に、「を取り消され」を「の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「交通機関の事故又は」を削り、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第3項中「を変更(取消しを含む。以下同じ。)する」を「の変更をする」に、「より、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「提示」を「通知して」に改め、同項ただし書中「旅行に関する」及び「し、これを提示」を削り、同条第5項中「これを変更した」を「その変更をした」に改め、「旅行に関する」を削る。

第6条中「日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「宿泊手当、宿泊費、

包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改める。

第9条に次の1項を加える。

- 2 前項の航空賃は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第11条及び第12条を次のように改める。

(宿泊手当)

第11条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は別表第1の定額による。

- 2 宿泊手当の額は、次条に規定する宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、宿泊地の区分に応じた別表第2の額とする。

第12条の4の見出しを「(家族移転費)」に改め、同条第1項中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に、「扶養親族の移転」を「同居する家族の転居」に改め、同項第1号中「扶養親族」を「同居する家族」に、「移転」を「転居」に改め、同号ア中「移転」を「転居」に、「日当、宿泊料及び着後手当」を「宿泊手当、宿泊費及び着後滞在費」に改め、同号ウ本文中「移転」を「転居」に、「日当、宿泊料及び着後手当」を「宿泊手当、宿泊費及び着後滞在費」に改め、同号ウただし書中「移転」を「転居」に改め、同項第2号本文中「第12条の2第1項第1号」を「第12条の3第1項第1号」に、「扶養親族」を「同居する家族」に改め、同号ただし書中「扶養親族を移転」を「同居する家族を転居」に改め、同条第2項中「日当、宿泊料及び着後手当」を「宿泊手当、宿泊費及び着後滞在費」に改め、同条第3項中「移転」を「転居」に、「扶養親族移転料」を「家族移転費」に、「扶養親族」を「同居する家族」に改め、同条を第12条の5とする。

第12条の3の見出しを「(着後滞在費)」に改め、同条中「着後手当」を「着後滞在費」に、「住所又は居所の移転」を「転居」に、「日当」を「宿泊手当」に、「5日分」を「5夜分」に、「宿泊料」を「宿泊費」に、「応じた定額」を「応じた額」に改め、同条を第12条の4

とする。

第12条の2の見出しを「(転居費)」に改め、同条第1項中「移転料」を「転居費」に、「住所又は居所の移転」を「転居」に改め、同項第1号中「扶養親族を移転」を「同居する家族を転居」に、「別表第2」を「別表第3」に、「移転」を「転居」に改め、同項第2号及び第3号中「扶養親族を移転」を「同居する家族を転居」に改め、同条第2項中「扶養親族を移転」を「同居する家族を転居」に、「移転料」を「転居費」に改め、同条を第12条の3とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(包括宿泊費)

第12条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一帯の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第7条から第10条までに規定する交通費の額及び当該宿泊に係る前条に規定する宿泊費の額の合計額とする。

第14条第1項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして」を加え、同条第5項中「日当又は宿泊料」を「宿泊手当又は宿泊費」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第2項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

2 鉄道賃及び船賃に係る旅費の支給額は、第7条及び第8条に掲げる各種目について、当該各条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。

3 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条から第12条の5までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第15条中「別表第1の宿泊料の定額により」を「宿泊手当及び宿泊費を」に改める。

第17条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、同項後段中「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の精算は、各費用の領収書を添付して行う。ただし、次の各号に掲げる場合は、領収書の提出を省略することができるものとし、その支出額は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第4条第1項第1号の旅行命令で示された経路、座席指定料金又は運賃の等級により鉄

道賃、船賃を支払ったとき 旅行命令で計算された額(鉄道賃、船賃に限る。)

(2) 第4条第1項第2号の規定による旅行依頼のとき 旅行依頼で計算された額

(3) その他市長が認めるとき 市長が定める額

4 前項の領収書において、正当な宛名による領収書を徴することができないときは、当該旅行命令又は旅行依頼の路程に合致していることを確認した上で、当該領収書を正当なものとするができる。

第20条第2項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

第22条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改める。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第23条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、当該任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、別に市長が定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第10条、第11条、第12条の4関係)

車賃及び宿泊手当

車賃	宿泊手当(1夜につき)
1キロメートルにつき 37円	2,400円

別表第2中「第12条の2」を「第12条の3」に、「移転料」を「転居費」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第12条関係)

宿泊費

宿泊地の都道府県	基準額
埼玉県、東京都、京都府	19,000円

福岡県	18,000円
千葉県	17,000円
神奈川県、新潟県	16,000円
香川県	15,000円
熊本県	14,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000円
福島県、鳥取県、山口県	8,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(瀬戸内市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 2 瀬戸内市証人等の実費弁償に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条中「日当、宿泊料」を「宿泊手当、宿泊費」に、「別表のとおり」を「瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額」に改める。

別表を削る。

(瀬戸内市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

- 3 瀬戸内市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区分	給料
----	----

市長	880,000円
副市長	720,000円
教育長	640,000円

瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)新旧対照表

現行	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) <u>扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u> (7) <u>遺族 職員の配偶者</u> _____、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 2 略 (旅費の支給) 第3条 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) <u>遺族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第2項第2号において同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</u> (7) <u>旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。</u> 2 略 (旅費の支給) 第3条 略

2～5 略

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を取り消され

____、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった

____金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長の定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同

2～5 略

6 第1項、第2項及び前2項____の規定により旅費の支給を受けることができる者が、

____次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額____のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中____天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長の定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする

じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請により、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示する時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又は変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

(航空賃)

第9条 略

(日当)

第11条 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給するもの

_____必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該_____事項を記載_____する時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又は変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該_____事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(航空賃)

第9条 略

2 前項の航空賃は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(宿泊手当)

第11条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用

とし、その額は、別表第1の定額による。

- 2 県内旅行を除く鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなし、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第12条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給するものとし、その額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸をして宿泊した場合に限り支給する。

(移転料)

第12条の2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について支給するものとし、その額は、次に規定する額による。

とし、その額は別表第1の定額による。

- 2 宿泊手当の額は、次条に規定する宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、宿泊地の区分に応じた別表第2の額とする。

(包括宿泊費)

第12条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一帯の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第7条から第10条までに規定する交通費の額及び当該宿泊に係る前条に規定する宿泊費の額の合計額とする。

(転居費)

第12条の3 転居費は、赴任に伴う転居_____について支給するものとし、その額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額(現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たない場合は、その現実の路程に応じた同表の定額による額)

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合は、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合は、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合は、各赴任について支給することができる同号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 略

(着後手当)

第12条の3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について定額により支給することができるものとし、その額は、別表第1の日当の定額の5日分以内及び宿泊料の区分に応じた定額の5夜分以内とし、その支給については、その都度市長が別に定める。

(扶養親族移転料)

第12条の4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支

(1) 赴任の際同居する家族を転居する場合は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第3の定額による額(現実の転居の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たない場合は、その現実の路程に応じた同表の定額による額)

(2) 赴任の際同居する家族を転居しない場合は、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際同居する家族を転居しないが、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に同居する家族を転居する場合は、前号に規定する額に相当する額(赴任の後同居する家族を転居するまでの間に更に赴任があった場合は、各赴任について支給することができる同号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、同居する家族を転居した際における転居費の定額が職員が赴任した際の転居費の定額と異なるときは、同号の額は、同居する家族を転居した際における転居費の定額を基礎として計算する。

3 略

(着後滞在費)

第12条の4 着後滞在費は、赴任に伴う転居について定額により支給することができるものとし、その額は、別表第1の宿泊手当の定額の5夜分以内及び宿泊費の区分に応じた額の5夜分以内とし、その支給については、その都度市長が別に定める。

(家族移転費)

第12条の5 家族移転費は、赴任に伴う同居する家族の転居について支

給するものとし、その額は、次に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合は、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとにその移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 6歳以上12歳未満の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第12条の2第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることはできない。

- 2 前項の規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を合計する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 職員が赴任を命じられた日において胎児であった子をその赴任の後移

給するものとし、その額は、次に規定する額による。

- (1) 赴任の際同居する家族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合は、赴任を命じられた日における同居する家族1人ごとにその転居の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その転居の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊手当、宿泊費及び着後滞在費の3分の2に相当する額

イ 6歳以上12歳未満の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その転居の際における職員相当の宿泊手当、宿泊費及び着後滞在費の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその転居の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第12条の3第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、同居する家族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後同居する家族を転居するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることはできない。

- 2 前項の規定により宿泊手当、宿泊費及び着後滞在費の額を合計する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 職員が赴任を命じられた日において胎児であった子をその赴任の後転

転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命じられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。

(旅費の計算)

第14条 旅費は_____、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合の旅費により計算する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 略

3 略

4 略

5 1日の旅行において、日当又は宿泊料について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(県内旅行の旅費)

第15条 県内における旅行については、公務上の必要又は天災その他やむ

居する場合においては、家族移転費の額の計算については、その子を赴任を命じられた日における同居する家族とみなして、前2項の規定を適用する。

(旅費の計算)

第14条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合の旅費により計算する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 鉄道賃及び船賃に係る旅費の支給額は、第7条及び第8条に掲げる各種目について、当該各条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

3 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。))に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条から第12条の5までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

4 略

5 略

6 略

7 1日の旅行において、宿泊手当又は宿泊費について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊手当又は宿泊費を支給する。

(県内旅行の旅費)

第15条 県内における旅行については、公務上の必要又は天災その他やむ

を得ない事情により宿泊する場合に限り、別表第1の宿泊料の定額により支給する。

(旅費の請求手続)

第17条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの

は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出をする者(以下「支払者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 略

を得ない事情により宿泊する場合に限り、宿泊手当及び宿泊費を支給する。

(旅費の請求手続)

第17条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者

は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出をする者(以下「支払者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 略

3 前項の精算は、各費用の領収書を添付して行う。ただし、次の各号に掲げる場合は、領収書の提出を省略することができるものとし、その支出額は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第4条第1項第1号の旅行命令で示された経路、座席指定料金又は運賃の等級により鉄道賃、船賃を支払ったとき 旅行命令で計算された額(鉄道賃、船賃に限る。)

(2) 第4条第1項第2号の規定による旅行依頼のとき 旅行依頼で計算された額

(3) その他市長が認めるとき 市長が定める額

4 前項の領収書において、正当な宛名による領収書を徴することができないときは、当該旅行命令又は旅行依頼の路程に合致していることを確認

3 前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 略

(遺族の旅費)

第20条 略

2 遺族が、前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給させることとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

した上で、当該領収書を正当なものとすることができる。

5 第2項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

6 略

(遺族の旅費)

第20条 略

2 遺族が、前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給させることとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の返納)

第23条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、当該任

(委任)

第23条 略

別表第1(第10条—第12条、第12条の3、第15条関係)

車賃、日当及び宿泊料

<u>車賃</u>	<u>日当(1日につき)</u>	<u>宿泊料(1夜につき)</u>
1キロメートルにつき 37円	県外 2,100円	県外 12,000円
		県内 10,000円

命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、別に市長が定める。

(委任)

第24条 略

別表第1(第10条、第11条、第12条の4 関係)

車賃及び宿泊手当

<u>車賃</u>	<u>宿泊手当(1夜につき)</u>
1キロメートルにつき 37円	2,400円

別表第2(第12条関係)

宿泊費

<u>宿泊地の都道府県</u>	<u>基準額</u>
<u>埼玉県、東京都、京都府</u>	<u>19,000円</u>
<u>福岡県</u>	<u>18,000円</u>
<u>千葉県</u>	<u>17,000円</u>
<u>神奈川県、新潟県</u>	<u>16,000円</u>
<u>香川県</u>	<u>15,000円</u>
<u>熊本県</u>	<u>14,000円</u>
<u>北海道、岐阜県、大阪府、広島県</u>	<u>13,000円</u>
<u>山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県</u>	<u>12,000円</u>

					青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県					11,000円
					宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県					10,000円
					岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県					9,000円
					福島県、鳥取県、山口県					8,000円
別表第2(第12条の2関係)					別表第3(第12条の3関係)					
移転料					転居費					
区分	鉄道100キロメートル以上 300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上 500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	区分	鉄道100キロメートル以上 300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上 500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	
部長級の職務にある者	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	部長級の職務にある者	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	
課長級及び課長補佐級の職務にある者	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	課長級及び課長補佐級の職務にある者	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	
係長級以下の職務にある者	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円	係長級以下の職務にある者	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円	
備考 路程の計算については、水路及び陸路(鉄道を除く。)4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。					備考 路程の計算については、水路及び陸路(鉄道を除く。)4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。					

瀬戸内市証人等の実費弁償に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第42号)新旧対照表(附則第2項関係)

現行	改正後										
(実費弁償) 第3条 旅費は<u>日当、宿泊料</u>____、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とし、その額は別表のとおり _____とする。 <u>別表(第3条関係)</u> <table><tr><th><u>鉄道賃及び船賃</u></th><th><u>航空賃</u></th><th><u>車賃</u></th><th><u>日当(1日につき)</u></th><th><u>宿泊料(1夜につき)</u></th></tr><tr><td>瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額</td><td>実費額</td><td>実費額又は1キロメートルにつき37円</td><td>県外 2,100円 県内 1,600円</td><td>県外 12,000円 県内 10,000円</td></tr></table>	<u>鉄道賃及び船賃</u>	<u>航空賃</u>	<u>車賃</u>	<u>日当(1日につき)</u>	<u>宿泊料(1夜につき)</u>	瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額	実費額	実費額又は1キロメートルにつき37円	県外 2,100円 県内 1,600円	県外 12,000円 県内 10,000円	(実費弁償) 第3条 旅費は<u>宿泊手当、宿泊費</u>、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とし、その額は瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額とする。
<u>鉄道賃及び船賃</u>	<u>航空賃</u>	<u>車賃</u>	<u>日当(1日につき)</u>	<u>宿泊料(1夜につき)</u>							
瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額	実費額	実費額又は1キロメートルにつき37円	県外 2,100円 県内 1,600円	県外 12,000円 県内 10,000円							

瀬戸内市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第44号)新旧対照表(附則第3項関係)

現行	改正後
(旅費) 第3条 市長等が公務のため旅行するときは旅費を支給し、その額は別表 ____による。 別表(第2条、第3条関係)	(旅費) 第3条 市長等が公務のため旅行するときは旅費を支給し、その額は<u>瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額</u>による。 別表(第2条関係)

区分	給料	旅費				
		鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	日当 1日につき	宿泊料 1夜につき
市長	880,000円	瀬戸内市職員等の旅費に関する条例	実費額	実費額又は1キロ	2,100円	12,000円
副市長	720,000円	(平成16年瀬戸内市条例第47号)の		メートルにつき37円		10,000円
教育長	640,000円	規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額				

区分	給料
市長	880,000円
副市長	720,000円
教育長	640,000円

瀬戸内市規則第 号

瀬戸内市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市職員等の旅費に関する条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第1項第1号中「(昭和61年法律第92号)」を削り、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(旅行業者等)

第2条 条例第2条第1項第7号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者
- (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者
- (5) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を営業者
- (7) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (9) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者(市との契約によりカード等(同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。))を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために提供する場合に限る。)

2 条例第2条第1項第7号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第5条、第10条関係)

旅行命令簿(旅行依頼簿)及び旅費請求書

(年 月)

款			項			目		
---	--	--	---	--	--	---	--	--

所属 _____ 氏名 _____ 職員番号 _____

以下のとおり受命しました。

以下のとおり請求します。

請求日	命令日	命令権者	本人の印	出張年月日	出張先 用務	即・泊別	旅				費		明		細				
							出発地	経路	到着地	宿泊地	車賃	航空賃	宿泊費	宿泊手当	計	摘要			
					鉄道賃						船賃								
						即					km ----- 円								
						泊					運賃 ----- 円	運賃 ----- 円	夜	円	夜	円	円		
						即					km ----- 円								
						泊					運賃 ----- 円	運賃 ----- 円	夜	円	夜	円	円		
						即					km ----- 円								
						泊					運賃 ----- 円	運賃 ----- 円	夜	円	夜	円	円		
						即					km ----- 円								
						泊					運賃 ----- 円	運賃 ----- 円	夜	円	夜	円	円		
																概算合計		円	
																精算合計		円	

※包括宿泊費を請求する場合は、摘要に「包括」と記載し、旅費の明細が分かる資料を添付すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

瀬戸内市職員等の旅費に関する条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第43号)新旧対照表

現行	改正後
	(旅行者等) <u>第2条 条例第2条第7号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> (1) <u>旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者</u> (2) <u>鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者</u> (3) <u>海上運送法(昭和24年法律第187号)第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者</u> (4) <u>航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者</u> (5) <u>道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者</u> (6) <u>旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を営む者</u> (7) <u>貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者</u> (8) <u>外国における前各号に掲げる者に相当するもの</u> (9) <u>割賦販売法(昭和36年法律第159号)第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者(市との契約によりカード等(同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。))を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために提</u>

(旅行取消し等の場合における旅費)

第2条 略

(旅費を喪失した場合の旅費)

第3条 略

(旅行命令簿の記載事項及び様式)

第4条 略

(旅行命令等の変更)

第5条 略

(路程の計算)

第6条 旅費の計算上必要な旅程の計算は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2)・(3) 略

(急行料金)

供する場合に限る。)

2 条例第2条第7号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

(旅行取消し等の場合における旅費)

第3条 略

(旅費を喪失した場合の旅費)

第4条 略

(旅行命令簿の記載事項及び様式)

第5条 略

(旅行命令等の変更)

第6条 略

(路程の計算)

第7条 旅費の計算上必要な旅程の計算は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法_____第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2)・(3) 略

(急行料金)

第7条 略

(座席指定料金)

第8条 略

(旅費の請求手続)

第9条 略

(旅行命令簿等)

第10条 略

別記様式(第3条、第9条関係)

出張命令簿(旅行依頼簿)及び旅費請求書										(年 月)		
款		項		目		所属	氏名	職員番号				
以下のとおり受命しました。												
命令 日	命令 書	本人 の印	出張 年月日	出張先 用務	即・泊 別	旅費 明細	車賃 鉄道賃	航空賃 船賃	宿泊料	日当	計	
					即	km 円	運賃 円	運賃 円				
					泊	km 円	運賃 円	運賃 円	夜 円	日 円	円	
					即	km 円	運賃 円	運賃 円				
					泊	km 円	運賃 円	運賃 円	夜 円	日 円	円	
					即	km 円	運賃 円	運賃 円				
					泊	km 円	運賃 円	運賃 円	夜 円	日 円	円	
					即	km 円	運賃 円	運賃 円				
					泊	km 円	運賃 円	運賃 円	夜 円	日 円	円	
											合計	円

第8条 略

(座席指定料金)

第9条 略

(旅費の請求手続)

第10条 略

(旅行命令簿等)

第11条 略

別記様式(第5条、第10条関係)

旅行命令簿(旅行依頼簿)及び旅費請求書										(年 月)		
款		項		目		所属	氏名	職員番号				
以下のとおり受命しました。												
請求 日	命令 書	本人 の印	出張 年月日	出張先 用務	即・泊 別	旅費 明細	車賃 鉄道賃	航空賃 船賃	宿泊費	夜泊半当	計	
					即	km 円	運賃 円	運賃 円				
					泊	km 円	運賃 円	運賃 円	夜 円	夜 円	円	
					即	km 円	運賃 円	運賃 円				
					泊	km 円	運賃 円	運賃 円	夜 円	夜 円	円	
					即	km 円	運賃 円	運賃 円				
					泊	km 円	運賃 円	運賃 円	夜 円	夜 円	円	
					即	km 円	運賃 円	運賃 円				
					泊	km 円	運賃 円	運賃 円	夜 円	夜 円	円	
											総算合計	円
											積算合計	円

※包括宿泊費を請求する場合は、摘要に「包括」と記載し、旅費の明細が分かる資料を添付すること。